

特定非営利活動法人市浜保育園定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人市浜保育園という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大分県臼杵市大字市浜 472 番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、保育にかける乳幼児に対して、保育に関する事業を行い、児童福祉の向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) 子どもの健全育世を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

① 乳幼児に対する保育事業

第3章 会員

(種類)

第6条 この法人は、次の1種とし、正会員を以て特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(入会)

第7条 正会員の入会については、特に条件を定めない。

・2 正会員として入会しようとするものは、理事長が定める入会申し込書により、理事長に申し込むものとする。理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

・3 理事長は、入会を認めない時は、速やかに理由を付した書面を以て本人にその旨を通知しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第8条 正会員が次の各号のひとつに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡したとき、または正会員である団体が消滅したとき
- (3) 除名されたとき

(退会)

第9条 正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することが出来る。

(除名)

第10条 会員が次の号のひとつに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することが出来る。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (抛出金品の不返還)

第11条 既納の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定員)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事4人以内
 - (2) 監事1人
- ・2 理事のうち、一人を理事長、一人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び幹事は、総会において選任する。

- ・2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- ・3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が一人を超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- ・4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- ・2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故のある時または理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- ・3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務

を執行する。

-4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況または、この法人の財産の状況について理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること。

(任期)

第15条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

-2 補欠のため、または増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。

-3 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号のひとつに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することが出来る。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることが出来る。

-2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することが出来る

-3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

-2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会および臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画および収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告および収支決算
- (6) 役員を選任または解任、職務および報酬
- (7) 借入金（その事業年度内の収入を以て償還する短期借入金を除く。第 50 条において同じ）その他新たな義務の負担および権利の放棄
- (8) 事務局の組織および運営
- (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

・2 臨時総会は、次の各号のひとつに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面を以て召集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条 4 項 4 号の規定により監事より招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、前条 2 項 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

・2 理事長は、前条 2 項 1 号および 2 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

・3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面を以て、5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することが出来ない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 25 条 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

-2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数を以て決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

-2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面を以て表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することが出来る。

-3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条および第 26 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

-4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることが出来ない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時および場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者または表決委任者がある場合にあっては、その数をふきすること）

(3) 審議事項

(4) 議事経過の概要および議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 31 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 32 条 理事会は、次の各号のひとつに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき

(2) 理事総数の 3 分の 2 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 14 条 4 項 5 号のきていにより、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条 2 号および 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載して書面をもって、5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することが出来る。
- 3 前項の規程により表決した理事は、前条 2 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わる事ができない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
 - (2) 理事総数、出席者数および出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要および議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 7 章 資産および会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

(事業計画および予算)

第 43 条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由で予算が成立しない時は、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

-2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定および使用)

第 45 条 予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることが出来る。

-2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加および更正)

第 46 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることが出来る。

(事業報告および決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、収支計画書、貸借対照表および財産目録等の決算移管する書類は、毎事業年度終了後速やかに理事長が作成し、監査を受け、総会の議決を経なければならない。

-2 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 48 条 この法人に事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機措置)

第 49 条 予算を以て定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 条 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

-2 前項 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

-3 第 1 項 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 52 条 この法人が解散(合併または破産による解散を除く)したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げるもののうち、臼杵市に譲渡するものとする。

(合併)

第 53 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 54 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第 10 章 雑 則

(細則)

第 55 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 安藤 昭寿

理事 芝崎 信夫

同 長野 典子

監事 芥川 良一

3 この法人設立当初の役員の任期は、第 15 条 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 13 年 3 月 31 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画および収支予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 13 年 3 月 31 日までとする。